

質 疑 応 答 書

	設計図書等の種類・ 頁・番号	質 問 内 容	回 答
1	—	津田沼駅北口階段下自転車駐車場は、工事施工中はどのような扱いになりますでしょうか。一時使用禁止もしくは移設となりますでしょうか。	ペDESTリアンデッキ下の自転車等駐車場は、工事施工に合わせて閉鎖する予定としている。
2	—	資材置場および休憩場所は、現地とは別に作業ヤードとしてお借りすることができますでしょうか。	市所有地については協議に応じる。
3	特記仕様書 第2章2.建設廃棄物	(1)～(4)に処分先の記載がありますが、変更は可能でしょうか。	協議に応じる。
4	特記仕様書 第5章 工期	「デッキ3→デッキ1・4→デッキ2の順で施工するものと想定している」と記載があり、また、参考図4/1にデッキの区別が記載されていますが、境目が分からないためご教示願います。	施工区分図は別添のとおりとする。
5	特記仕様書 第11章4.施工時間等	(1)～(3)に足場設置について22:～5:00と記載がありますが、バス会社・タクシー会社との協議で作業時間変更となる場合は設計変更の対象となりますでしょうか。	協議に応じる。
6	特記仕様書 第11章11.橋桁の添 架物等の安全管理	移設撤去を見込まず、現状のまま施工可能と考えたと記載がありますが、電気の配管が密な所があり、塗替塗装が困難だと思われます。また、参考図4/4Iには、「ケーブル類の移設は見込んでいないがこれにより難しい場合は協議すること。」の記載があります。その場合は設計変更対象でしょうか。また、これらの添架物は塗装の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	協議に応じる。添架物は現場塗装工の対象ではない。
7	特記仕様書 第11章 その他注意 事項	(1)～(5)の協議先とは、現状どの程度進捗が進んでおりますでしょうか。	(1)、(2)、(4)、(5)事前協議は完了している。工事着手前に工事説明を実施する。 (3)工事着手前に工事説明を実施する。

	設計図書等の種類・ 頁・番号	質 問 内 容	回 答
8	内訳書 P-5	高欄タイル補修工のうち、タイル設置工(1)の数量が48m2とありますが、図面35～40を参照しますと、5.46m2になると思われます。どちらが正しいでしょうか。	内訳書 P-5 タイル設置工(1)の単位に誤りがあり、m2→mが正。数量、図面に変更はない。
9	内訳書 P-7	自転車置場管理所移設について、移設先をご教示願います。	現場内移設を想定している。
10	内訳書 P-9	環境対策資機材費について、施工工区を移行する際のクリーンルーム盛替え費用はどのようにお考えでしょうか。一時撤去から再搬入もしくは指定された場所に仮置きとなりますでしょうか。	共通仮設費に含まれます。現場内仮置きを想定している。
11	内訳書 P-10	仮設工のうち、視覚障害者誘導用点字シートの詳細が図面に見当たりません。内容をご教示願います。	参考図(3/4) 仮設工(3)[参考図]の表記が誤りであり、参考図の仮設誘導ブロックを参照すること。
12	内訳書 P-10	交通誘導警備員(昼)(夜)の想定数をご教示願います。	交通誘導警備員は、施工日数に対して昼間1～3人と夜間2人を想定としている。昼間は足場外での作業、夜間は足場設置撤去の作業を想定としている。
13	図面 46	デッキ部の手すりがR加工となっていますが、現地と同じアルミ部材だと、現在加工が出来ない可能性が高く、材質の変更は可能でしょうか？	協議に応じる。
14	図面 49	・ネットフェンス(H=1500)設置 L=21.1m ・ネットフェンス(門扉)H1500 W900 N=1基 ・立入防止柵(H=1100)撤去 L=3.0～6.0mが内訳書に記載がありません。 これらは工事費内訳書に計上してよろしいでしょうか。	本工事の対象ではありません。

	設計図書等の種類・ 頁・番号	質 問 内 容	回 答
15	図面 49	立入防止柵、横断防止柵、タクシー乗場屋根、ベンチ、ネットフェンス等の、一時撤去材の仮置き場所をご教示願います。	現場内仮置きを想定している。
16	図面 49	物置移設復旧 N=2 とありますが、1基は扉が破損しているようです。現状のまま移設して再設置するということではよろしいでしょうか。	そのとおり。
17	参考図 4/1～4/3 特記仕様書第11章3. 工程関係(2)	バス会社等の協議により足場の構造変更および工法変更が生じた場合は設計変更の対象となりますでしょうか。また、警察との協議により、信号の見通しに伴う足場の構造変更が生じた場合にも設計変更の対象となりますでしょうか。	協議に応じる。
18	参考図 4/3	・仮設誘導ブロックA=2.3～4.9m² ・誘導ブロック養生A=0.3～1.9m² ・仮設誘導線L=11.5～27.2mが内訳書に記載がありません。 仮設誘導ブロックは既設で設置されておりますが、どのように考えたらよろしいでしょうか。	仮設誘導ブロックについては番号11のとおりです。 誘導ブロック養生と仮設誘導線については共通仮設費に含んでいる。 橋脚の施工用足場設置により、既存の視覚障害者誘導用ブロックに影響するため迂回用の視覚障害者誘導用点字シートを設置するものです。